

（表）

No.

大阪府障がい者等用 駐車区画利用証



有効期限： 年 月

(裏)

大阪府障がい者等用 駐車区画利用証

使用上の注意

1. この利用証は、車内のルームミラー等につり下げて、表面（この裏側）が車外から見えるように掲示してください。
2. この利用証は、交付された本人が対象区画を利用する場合に使用可能です。
3. この利用証は、必ず駐車できることを保証するものではありません。
4. この利用証は、路上駐車を認めるものではありませんので、道路上では使用できません。
5. 有効期限が切れた利用証は使用できません。有効期限経過後も継続して使用したい場合は、再度、申請を行ってください。

<問い合わせ先>

大阪府福祉部障がい福祉室障がい福祉企画課
TEL 06-6944-2362